革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次項第二号及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の項第二号において同じ。）で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
（略）	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	（略）
一　（略）	
二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
足場の組立て等作業主任者技能講習	（略）
一　（略）	
二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
（略）	

革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次項第二号及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の項第二号において同じ。）で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
（略）	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	（略）
一　（略）	
二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
足場の組立て等作業主任者技能講習	（略）
一　（略）	
二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの	
三　（略）	
（略）	